

令和七年群馬県規則第二十七号

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(証明書等の様式)

第三条 法第七条第一項（法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定するその身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例によるものとする。

2 法第七条第二項に規定する知事の許可証は、立入許可証（別記様式第一号）とする。

(許可の申請)

第四条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第七条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第六十三条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定により添付する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(許可申請書の添付書類)

第五条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 省令第七条第一項第五号に掲げる書類 別記様式第二号
 - 二 省令第七条第一項第十号及び第二項第八号に掲げる書類 別記様式第三号
 - 三 省令第七条第一項第十一号及び第二項第九号に掲げる書類 別記様式第四号
- 2 省令第七条第一項第十二号及び第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 宅地造成等に関する工事の施行に係る地図（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する地図）の写し又は地図に準ずる図面（同条第四項に規定する図面をいう。）の写し
 - 二 宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書

- 三 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記様式第五号）
- 四 工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第六号）
- 五 排水施設を設置する場合は、排水施設的设计に係る書類
- 六 土地の求積図
- 七 擁壁を設置する場合は、擁壁の展開図
- 八 その他知事が必要と認める書類

3 省令第五十八条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類とする。

（工事着手届出書）

第六条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（国等の協議）

第七条 国又は都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「国等」という。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第七条第一項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第七条第二項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第六十三条第一項第一号に掲げる書類（省令第七条第一項第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第六十三条第二項第一号に掲げる書類（省令第七条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（工事計画の変更許可）

第八条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第

十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 工事主は、特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微変更届出書)

第九条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（別記様式第十号）を提出することにより行わなければならない。

(国等の変更協議)

第十条 国等は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第十一号）に、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第十二号）に、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第十一号）に、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項にお

いて準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第十二号）に、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（定期の報告）

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）によらなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）によらなければならない。

3 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）によらなければならない。

4 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）によらなければならない。

（工事中止等の届出）

第十二条 工事主は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届（別記様式第十五号）を知事に提出しなければならない。

（緊急措置）

第十三条 工事主は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた工事について災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置をとるとともにその旨を文書により速やかに知事に届け出なければならない。

（検査の申請）

第十四条 法第十七条第一項若しくは第十八条第一項又は法第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定により検査を申請しようとする者は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を工区に分けて受けた場合において、当該工区ごとに検査の申請を行わなければならない。

（工事等の届出書の添付書類）

第十五条 省令第五十二条第一項又は第三項並びに第八十二条第一項又は第二項の届出書には、省令に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事計画断面図（構造物に係るものを含む。）

- 二 知事が必要と認める書類
- 2 省令第五十五条又は第八十五条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 位置図
 - 二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図
 - 三 知事が必要と認める書類
- 3 省令第五十六条又は第八十六条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 位置図
 - 二 知事が必要と認める書類

(証明書の交付)

第十六条 省令第八十八条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、証明申請書（別記様式第十六号）を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第十七条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書、協議書、報告書及び証明書の提出部数は、正本一通及び副本二通とし、工事の施行地を管轄する土木事務所長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

立 入 許 可 証

第 号
年 月 日

様

群馬県知事

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第2項の規定により、次の行為を許可する。

1 行為年月日	年 月 日	時から 時まで
2 行為場所		
3 行為目的		
4 行為内容		
5 責任者 職 氏 名		
備 考		

設計者の資格に関する申告書

年 月 日					
群馬県知事 宛て 住所 氏名					
次のとおり申告します。					
建 築 よ 士 の 法 資 等 格	資 格 内 容		取得年月日	登録又は合格の番号	
	<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 技 術 士 (部門) <input type="checkbox"/> そ の 他 ()		年 月 日		
学 歴	学校 の 名 称	学部及び学科	所 在 地	修 業 年 限	
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在職期間(合計 年 月)	
				年 月～ 年 月迄	
				年 月～ 年 月迄	
				年 月～ 年 月迄	
				年 月～ 年 月迄	
設 計 経 歴	事 業 主 体	工事施行者	施 行 場 所	面 積	許認可の番号及び年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条第1項第1号トの該当			□		
注 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する経歴のみを記入すること。 3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する資格を有することを証する書類を添えること。					

同意書

年 月 日

工事主

住 所

氏 名

様

権利者 住所

氏名

印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定に従い工事を行うことに同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地になった場合についても、異議ありません。

土地の所在地及び地番	面積（㎡）	権利の種別	摘要
計			

周知措置報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は第29条の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事が施行される土地の所在地及び地番	
周知措置の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間 (説明会開催日時)	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
説明会参加者数	名称 所在地
配布範囲・指示場所	
住民からの意見等	

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 該当する□の中にレ点を付してください。

3 添付書類

(1) 説明会を開催した場合

ア 開催の周知範囲の位置図

イ 開催案内及び結果資料（説明会資料等）

(2) 書面を配布した場合

ア 配布範囲の位置図

イ 配布書面

(3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合

ア 掲示場所の位置図

イ 掲示状況の写真

ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日						
群馬県知事 宛て		工事主住所 氏名				
次のとおり申告します。						
設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千 円			
法令による登録等						
従 業 員 数 人（うち土木建築関係技術者 人）						
前 年 度 事 業 量		千 円	資 産 総 額 千 円			
前 年 度 納 税 額 法人税又は所得税 千 円 事業税 千 円						
主たる取引金融機関						
工事監理者住所氏名						
役員 略 歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格、免許、学歴、その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 等 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許 認 可 番 号 年 月 日	着 工 ・ 完 了 年 月
				m ²	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m ²	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了

- 注1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。
- 3 添付書類
- ・法人の登記事項証明書
 - ・工事主の預金残高証明書
 - ・工事主の資金借入又は融資証明書
 - ・工事主が法人の場合であっては、最近3年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあっては最近三年間の所得税の納税証明書
 - ・工事主が法人の場合にあっては、発行済み株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき、以下の書類
 - イ 住民票の写し又は個人番号カードの写し
 - ロ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類
 - ・工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 法（宅地造成及び特定盛土等規制法を含む。以下同じ。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
 - ・工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等に該当しないことを誓約する書類

別記様式第6号（規格A4）（第5条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日						
群馬県知事 宛て						
工事施行者 住所 氏名						
次のとおり申告します。						
許可申請者氏名						
開発区域に含まれる地域の名称						
設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	事務	技術	労務	計		
	人	人	人	人		
前年度納税額	法人税又は所得税		千円		事業税 千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者住所氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格免許学歴その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成工事等施行経歴	工事名	工事施行社名	工事施行場所	面積	許認可番号・年月日	完成年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月
注 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。 2 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。 3 添付図書 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書） 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書						

工事着手届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項
第30条第1項 } の規定により許可を受けたので、以下のとお

り工事の着手の届出をします。

1 許可番号	年 月 日 群馬県指令第 号
2 工事着手年月日	年 月 日
3 工事完了予定年月日	年 月 日
4 工事施行者の住所・氏名 （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
5 現場管理者の氏名及び連絡先	

注 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m

	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				c m	m
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
	ケ 工事中の危険防止のための措置				
	コ その他の措置				
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
	ス 工程の概要				
11	その他必要な事項				
※受付欄			※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	㎡		
6	工事の目的			
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	㎥		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
コ 工事中の危険防止のための措置				
サ その他の措置				
シ 工事着手予定年月日	年 月 日			
ス 工事完了予定年月日	年 月 日			

	セ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
	※受付欄	※協議に当たって 付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第10号（規格A4）（第9条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関する工事の変

更について次のとおり届け出ます。

1 工事の許可番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

注 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第11号（規格A4）（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 }
}

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	

					c m	m
	キ	崖面の保護の方法				
	ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
	ケ	工事中の危険防止のための措置				
	コ	その他の措置				
	サ	工事着手予定年月日				
	シ	工事完了予定年月日				
	ス	工程の概要				
11	その他必要な事項					
12	変更の理由					
13	許可番号					
※受付欄				※協議に当たって付した条件		

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第12号（規格A4）（第10条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項
第35条第3項において準用する第34条第1項 }

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	m ²
6	工事の目的	
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ 空地の設置	番号 空地の幅 m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	コ 工事中の危険防止のための措置	
サ その他の措置		

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日
	セ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	許可番号	
	※受付欄	※協議に当たって 付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第13号（規格A4）（第11条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関

する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日群馬県指令 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第14号（規格A4）（第11条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する工事

の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 群馬県指令 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第15号（規格A4）（第12条関係）

工事中止・廃止・再開届

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号	年 月 日 群馬県指令 第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
2 工事を（中止）している土地の所在及び地番	
3 工事を中止（再開・廃止）しようとする理由	
4 工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況について	
5 中止（廃止）後の責任者の職氏名・住所・連絡先について	
6 工事中止（廃止）の完了時期	年 月 日

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事中止・廃止・再開については、該当する項目に○をつけること。
- 3 1欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 4 4欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
- 5 工事中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要です。

以上

別記様式第16号（規格A4）（第16条関係）

証明申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 宛て</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名</p>			
敷地の所在及び地番			
規制区域の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域		
宅地造成及び特定盛土等規制法の許可年月日番号	年 月 日	第 号 ()	
	年 月 日	第 号 ()	
	年 月 日	第 号 ()	
建築計画の概要	開発行為	有 無 (m ²)	
	用 途		敷地面積 m ²
	工事の種別		建築面積 m ²
その他必要事項			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※交 付 番 号 欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員 印	係員 印		係員 印

- 注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。